

改正建築士法 附則第3条に基づく届出について

平成27年6月25日時点で登録している全ての建築士事務所は、
1年以内に**建築士事務所に所属する建築士の届出書**の提出が必要です。

ただし、この間に**登録更新・廃業・所属建築士変更**の手続きをされる
建築士事務所については**ご提出不要**です。

1 届出が必要となる内容

- (1) 建築士事務所に属する建築士の氏名（管理建築士も含む）
- (2) 当該建築士の一級・二級・木造建築士の種別 等

※ 所属建築士は、法第22条の2の規定による定期講習の受講が必要となります（原則として3年に一度）。
※ 設計業務、工事監理業務、および建築士法第21条に規定する「その他業務」を行わない建築士は、必ずしも記載する必要はありません。

2 届出書様式 および ダウンロード

- **改正建築士法 附則第3条の規定による建築士事務所に所属する建築士の届出書**

※ 下記よりダウンロードが可能です。

【福岡県 ホームページ】…………… <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/husokusanjoutodokede.html>
【福岡県建築登録センター ホームページ】
…………… <http://www.f-aa.jp/tourokucenter/news/todokede.html>

3 届出先

- **福岡県建築登録センター** ※ 県庁・県土整備事務所は提出先ではありませんのでご注意ください。
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館5F 【TEL 092-473-7683】
受付：月曜～金曜/9～12時、13～16時 受付 ※土日祝、盆(8/13～15)及び年末年始(12/29～1/4)は休業

4 届出期限および届出方法

- (1) 届出期限
平成27年6月25日～平成28年6月24日(改正建築士法の施行日から起算して1年以内)
- (2) 届出方法……………持参 または 郵送

■ 持参の場合

1部作成し、福岡県建築登録センターまで直接ご持参ください。
控えが必要な方は2部ご持参いただければ、1部を控えとしてお返しいたします。

■ 郵送の場合

1部作成し、福岡県建築登録センターまでご郵送ください。(原則として、簡易書留等の記録が残る方法で送付してください) 控えが必要な方は2部提出していただければ、1部を控えとして返送いたします。

≪ 返送方法については下記どちらかが可能です。 ≫

- ① 指定業者による料金受取人払いにて発送いたします。返信用封筒の同封は不要です。
- ② 返信用封筒の同封を希望される方は、レターパック(ライト・プラス)のみ可能です。郵便局やコンビニエンスストア等でご購入の上、持参もしくは同封願います。それ以外の返信用封筒はご使用頂けません。

問合せ先

福岡県 建築都市部建築指導課建築指導係
【TEL 092-643-3721】